Ｋ００１　皮膚切開術
　１　長径10センチメートル未満　470点
　２　長径10センチメートル以上20センチメートル未満　820点
　３　長径20センチメートル以上　1,470点
Ｋ００２　デブリードマン
　１　100平方センチメートル未満　1,020点
　２　100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満　2,990点
　３　3,000平方センチメートル以上　7,600点
　注１　熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合においては、５回を限度として算定する。
　２　注１の場合を除き、当初の１回に限り算定する。
　３　骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の１回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。
　４　水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき１回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。
Ｋ００３　皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）
　１　長径３センチメートル未満　3,480点
　２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　9,180点
　３　長径６センチメートル以上　17,810点
Ｋ００４　皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）
　１　長径３センチメートル未満　2,110点
　２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　4,070点
　３　長径６センチメートル以上　9,480点
Ｋ００５　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）
　１　長径２センチメートル未満　1,660点
　２　長径２センチメートル以上４センチメートル未満　3,670点
　３　長径４センチメートル以上　4,360点
Ｋ００６　皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）
　１　長径３センチメートル未満　1,280点
　２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　3,230点
　３　長径６センチメートル以上　4,160点
Ｋ００６－２　鶏眼・胼胝切除術（露出部で縫合を伴うもの）
　１　長径２センチメートル未満　1,660点
　２　長径２センチメートル以上４センチメートル未満　3,670点
　３　長径４センチメートル以上　4,360点
Ｋ００６－３　鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）
　１　長径３センチメートル未満　1,280点
　２　長径３センチメートル以上６センチメートル未満　3,230点
　３　長径６センチメートル以上　4,160点
Ｋ００６－４　皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）
　１　長径３センチメートル未満の良性皮膚腫瘍　1,280点
　２　長径３センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍　2,050点
　３　長径３センチメートル以上６センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍　3,230点
　４　長径６センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍　4,160点
Ｋ００７　皮膚悪性腫瘍切除術
　１　広汎切除　28,210点
　２　単純切除　11,000点
　注　放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫に係るものに限る。）を併せて行った場合には、悪性黒色腫センチネルリンパ節加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。
Ｋ００７－２　経皮的放射線治療用金属マーカー留置術　10,000点
Ｋ００８　腋臭症手術
　１　皮弁法　5,730点
　２　皮膚有毛部切除術　3,000点
　３　その他のもの　1,660点
　（形成）
Ｋ００９　皮膚剥削術
　１　25平方センチメートル未満　1,490点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　4,370点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,060点
　４　200平方センチメートル以上　13,640点
Ｋ０１０　瘢痕拘縮形成手術
　１　顔面　12,660点
　２　その他　8,060点
Ｋ０１１　顔面神経麻痺形成手術
　１　静的なもの　19,110点
　２　動的なもの　58,500点
Ｋ０１２　削除
Ｋ０１３　分層植皮術
　１　25平方センチメートル未満　3,520点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　6,270点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　9,000点
　４　200平方センチメートル以上　25,820点
　注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。
Ｋ０１３－２　全層植皮術
　１　25平方センチメートル未満　10,000点
　２　25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満　12,500点
　３　100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満　28,210点
　４　200平方センチメートル以上　40,290点
　注　広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。